

（趣旨）

第一条 この規則は、福岡県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年福岡県条例第三十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設立認証申請書及び添付書類）

第二条 条例第二条第一項の申請書は、様式第一号によるものとする。

2 条例第二条第二項第二号の文書が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。

3 条例第二条第二項各号に掲げる文書は、申請の日前六月以内に作成されたものとする。

4 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）第十条第一項に規定する書類のうち、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げるものには、それぞれ副本一通を添えるものとする。

（公衆の縦覧等）

第三条 条例第二条第四項の公表については原則としてインターネットの利用によることとし、公衆の縦覧は、福岡県人づくり・県民生活部社会活動推進課において行う。

第四条 削除

（縦覧期間中の補正）

第五条 条例第二条第六項の書面は、様式第二号による補正書とする。

2 前項の補正書には、補正後の申請書又は書類を添付するものとする。この場合において、法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げるものを補正するときは、それぞれ副本一通を添えるものとする。

（設立登記完了届出書及び添付書類）

第六条 法第十三条第二項の規定による届出は、様式第三号による届出書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し一通を、財産目録には副本一通を、それぞれ添えるものとする。

（役員変更等届出書及び添付書類）

第七条 法第二十三条第一項の規定による届出は、様式第四号による届出書を知事に提出して行うものとする。

2 法第二十三条第二項の規定の適用を受ける場合における第二条第三項の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

3 第一項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本一通を添えるものとする。ただし、県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）のうち知事が所轄する者以外の者が添付する当該変更後の役員名簿については、この限りでない。

（定款変更認証申請書及び添付書類）

第八条 条例第四条第一項の申請書は、様式第五号によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第二十五条第四項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第二十六条第二項の規定により添付する法第十条第一項第二号イの書類には、それぞれ副本一通を添えるものとする。

する。

(定款変更届出書及び添付書類)

第九条 条例第四条第三項の届出書は、様式第六号によるものとする。

- 2 前項の届出書に添付する変更後の定款には、副本一通を添えるものとする。この場合においては、第七条第三項ただし書の規定を準用する。

(定款変更登記完了提出書及び添付書類)

第十条 法第二十五条第七項の規定による登記事項証明書の提出は、様式第七号による提出書を知事に提出して行うものとする。

- 2 前項の提出書に添付する登記事項証明書には、その写し一通を添えるものとする。この場合においては、第七条第三項ただし書の規定を準用する。

(事業報告書等の提出)

第十一条 条例第六条の事業報告書等の提出は、様式第八号による提出書を知事に提出して行うものとする。

- 2 前項の提出書に添付する事業報告書等には、副本一通を添えるものとする。この場合においては、第七条第三項ただし書の規定を準用する。

(電子閲覧)

第十二条 条例第七条の規定による閲覧のほか、知事は、直近五事業年度の事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び法第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第三十四条第五項において準用する法第十条第一項第七号の事業計画書並びに法第三十四条第五項において準用する法第十条第一項第八号の活動予算書及び法第三十五条第一項の財産目録。ただし、年間役員名簿並びに社員のうち十人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面は除く。）及び直近の定款の情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧（以下「電子閲覧」という。）に供することができる。

- 2 知事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されていると認めるときは、当該情報に係る部分を電子閲覧に供しないことができる。

- 一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、申請者、設立代表者、法人の代表者及び法人の役員の氏名並びに役員の役職に関する情報を除く。

- 二 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

- 3 知事は、第一項の規定にかかわらず、特定非営利活動法人の役員、社員その他の利害関係人の生命、健康、生活又は財産を保護するために特に必要があると認める場合は、当該必要な事項に限り、電子閲覧に供しないことができる。

(解散認定申請書)

第十三条 法第三十一条第三項の規定により知事に提出する書面は、様式第九号によるものとする。

(解散届出書、清算人就任届出書及び清算終了届出書)

第十四条 条例第八条第一項の届出は様式第十号による届出書を、同条第二項の届出は様式第十一号による届出書を、同条第三項の届出は様式第十二号による届出書を知事に提出して行うものとする。

(残余財産譲渡認証申請書)

第十五条 法第三十二条第二項の知事の認証の申請は、様式第十三号の申請書を知事に提出して行うものとする。

（合併認証申請書及び添付書類）

第十六条 条例第九条第一項の申請書は、様式第十四号によるものとする。

2 第二条第二項から第四項までの規定は、前項の申請書に添付する書類について準用する。

（合併登記完了届出書及び添付書類）

第十七条 法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の規定による届出は、様式第十五号による届出書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し一通を、財産目録には副本一通を、それぞれ添えるものとする。

（検査職員の証明書）

第十八条 条例第十一条の証明書は、様式第十六号によるものとする。

（認定申請書及び添付書類）

第十九条 条例第十二条第一項の申請書は、様式第十七号によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第四十四条第二項第二号及び第三号の書類にはそれぞれ副本一通を添えるものとする。

（認定の有効期間の更新申請書及び添付書類）

第二十条 条例第十二条第二項の規定において準用する場合における同条第一項の申請書は、様式第十八号によるものとする。この場合においては、前条第二項の規定を準用する。

（認定特定非営利活動法人等の定款の変更等）

第二十一条 第七条、第九条、第十条及び第十一条の規定は、法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により、認定特定非営利活動法人等について法第二十三条、法第二十五条第六項及び第七項並びに法第二十九条の規定を読み替えて適用する場合において、県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人等のうち知事が所轄する者以外の者が、これらの規定による届出又は提出を知事にする場合に適用する。

2 条例第十三条（条例第十七条において準用する場合を含む。）の書面は、様式第十九号によるものとする。

（認定特定非営利活動法人等の代表者変更届）

第二十二条 法第五十三条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第二十号による届出書を知事に提出して行うものとする。

（認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程等提出書及び添付書類）

第二十三条 条例第十四条（条例第十七条において準用する場合を含む。）の書類の提出は、様式第二十一号による提出書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の提出書に添付する書類には、それぞれ副本一通を添えるものとする。

3 県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人等のうち知事が所轄する者以外の者が、第一項及び次条第一項の提出を行う場合には、前項及び同条第二項の規定にかかわらず、副本の添付を要しないものとする。

（認定特定非営利活動法人等が助成金の支給を行った場合の実績の提出書及び添付書類）

第二十四条 条例第十五条（条例第十七条において準用する場合を含む。）の書類の提出は、様式第二十二号による提出書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の場合においては、当該書類の副本一通を添えるものとする。

(特例認定申請書及び添付書類)

第二十五条 条例第十七条において準用する場合における条例第十二条第一項の申請書は、様式第二十三号によるものとする。この場合においては、第十九条第二項の規定を準用する。

(合併認定申請書)

第二十六条 条例第十八条の申請書は、様式第二十四号によるものとする。

(電子情報処理組織を利用した申請等)

第二十七条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。

以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により行われた法第十条第一項に規定する申請において、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書の送信があったときは、条例第二条第二項各号に掲げる書面が添付されたものとみなす。

2 情報通信技術活用法第六条第一項の規定により行われた法第十三条第二項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、法第二十五条第七項の規定による提出、法第三十一条第四項の規定による届出並びに法第三十一条の八及び法第三十二条の三の規定による届出において、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項第一号の登記情報を利用することができる場合には、法第十三条第二項、条例第八条又は法第二十五条第七項の登記事項証明書が添付されたものとみなす。

3 第三条、第十二条及び前二項に定めるもののほか、情報通信技術活用法第六条から第八条までの規定により電子情報処理組織（情報通信技術活用法第六条第一項における「電子情報処理組織」をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により行う場合については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年福岡県規則第二十五号）に定める手続等の例による。

(電磁的記録による保存)

第二十八条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。）第三条第一項の保存は、法第十四条（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、法第二十八条第一項及び第二項、法第三十五条第一項、法第五十四条第一項（法第六十二条（法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに法第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく書面の保存とする。

2 特定非営利活動法人が、前項の書面の保存を電磁的記録により行う場合は、次の各号のいずれかの方法により行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクをもって調製するファイルにより保存する方法

3 特定非営利活動法人は、前項の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で当該特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(電磁的記録による作成)

第二十九条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第四条第一項の書面の作成は、法第十四条、法第二十八条第一項、法第三十五条第一項並びに法第五十四条第二項及び第三項の規定に基づく書面の作成とする。

- 2 特定非営利活動法人が、前項の書面の作成を電磁的記録により行う場合は、当該特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第三十条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第五条第一項の縦覧等は、法第二十八条第三項、法第四十五条第一項第五号（法第五十一条第五項及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに法第五十二条第四項、第五項及び法第五十四条第四項（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面の閲覧とする。

- 2 特定非営利活動法人が、前項の書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の閲覧を行う場合は、当該事項を当該特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十年十二月一日から施行する。
(福岡県行政組織規則の一部改正)
- 2 福岡県行政組織規則（昭和三十四年福岡県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則（平成一二年規則第八六号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第二五号）

この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則（平成一六年規則第六一号）

この規則は、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第二百二十四号）の施行の日から施行する。ただし、様式第七号の備考の(1)の④の改正規定は、平成十七年一月一日から施行する。

(施行の日＝平成一七年三月七日)

附 則（平成一八年規則第三八号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十八年四月一日より施行する。
(電子縦覧に係る経過措置)
- 2 この規則の施行前にされた法第十条第一項（法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）及び法第二十五条第四項に規定する申請に係る書類の情報の内容については、改正後の第四条第一項の規定は適用しない。
(電子閲覧に係る経過措置)
- 3 平成十八年三月三十日以前に事業年度の終期が到来し、又はこの規則の施行前に提出（法第二十九条第一項又は第八条第二項の規定に基づく提出をいう。）のあった改正後の第十条第一項の事業報告書等及び役員名簿等については、同項の規定は適用しない。

附 則（平成一八年規則第六三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第三八号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第五九号）
この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二二年規則第七号）
この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第七号）
この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年規則第三五号）
この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則（平成二七年規則第六九号）
この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

（福岡県行政組織規則の一部改正）

- 2 福岡県行政組織規則（昭和三十四年福岡県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則（平成二八年規則第四一号）
1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年規則第四号）
この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（令和元年規則第八号）
この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和元年規則第三二号）
この規則は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行する。
（施行日＝令和元年十二月二十四日）

- 附 則（令和三年規則第三十九号）
（施行期日）
- 1 この規則は、令和三年六月九日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
 - 2 この規則による改正後の福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則様式第二十一号は、施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、施行日以前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお、従前の例による。

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所又は居所
氏名又は名称
電話番号

設立認証申請書

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称（フリガナ）
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

（備考）

- （1） 3及び4には、事務所の所在地の町名及び番地まで記載すること。
- （2） 申請書には次に掲げる書類（条例第2条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、④の書類を除く。）を添付すること。
 - ① 定款（法第10条第1項第1号）〔2部〕
 - ② 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第10条第1項第2号イ）〔2部〕
 - ③ 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第10条第1項第2号ロ）〔1部〕
 - ④ 各役員の住所又は居所を証する書面（法第10条第1項第2号ハ）〔1部〕
 - ⑤ 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第10条第1項第3号）〔1部〕
 - ⑥ 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第10条第1項第4号）〔1部〕
 - ⑦ 設立趣旨書（法第10条第1項第5号）〔2部〕
 - ⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（法第10条第1項第6号）〔1部〕
 - ⑨ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第10条第1項第7号）〔2部〕
 - ⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）（法第10条第1項第8号）〔2部〕
- （3） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

年 月 日

福岡県知事 殿

（申請者の住所若しくは居所
又は特定非営利活動法人の名称（フリガナ）
申請者名又は代表者名
電話番号

補正書

年 月 日に申請した〔補正する書類の種類〕について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

- 1 補正の内容
- 2 補正の理由

（備考）

- （1）〔補正する書類の種類〕には、申請書の場合は、その申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「設立認証申請書に添付する法第10条第1項第1号の書類」等）を記載すること。
- （2）1には、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。
- （3）補正書には、補正後の書類を添付すること。ただし、以下の書類について補正を行う場合は、補正後の書類各2部を添付すること。
 - ① 定款
 - ② 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
 - ③ 設立趣旨書又は合併趣旨書
 - ④ 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の事業計画書
 - ⑤ 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）
- （4）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

年 月 日

福岡県知事 殿

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称（フリガナ）
代表者氏名
電話番号

設立登記完了届出書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

（備考）

- （1） この届出書には、登記事項証明書2部（うち写し1部）及び財産目録2部を添付すること。
- （2） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

年 月 日

福岡県知事 殿

主たる事務所の所在地
 特定非営利活動法人の名称（フリガナ）
 代表者氏名
 電話番号

役員変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変更年月日 変更事由	役 名	氏名（フリガナ）	住所又は居所

（備考）

- （1） 「変更事由」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- （2） 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
- （3） 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- （4） 「住所又は居所」の欄には、条例第2条第2項に掲げる書面によって証される住所又は居所を記載すること。
- （5） 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は以下の書類を添付すること。
 - ① 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第23条第2項）
 - ② 当該各役員の住所又は居所を証する書面（法第23条第2項）
- （6） 変更後の役員名簿については、2部を添付すること（ただし、本県以外の都道府県に主たる事務所を設置し、本県にその他の事務所を置く認定特定非営利活動法人等が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出する場合は、1部とする。）。
- （7） 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人等が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき本県以外の関係知事に提出する場合には、提出先の各都道府県が定めるところによること。
- （8） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

年 月 日

福岡県知事 殿

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称（フリガナ）
代表者氏名
電話番号

定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

（備考）

- （1） 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。
- （2） 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第4項）〔1部〕、変更後の定款（法第25条第4項）〔2部〕並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）（法第25条第4項）〔2部〕を添付すること。
- （3） 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、（2）に掲げる書類のほか以下の書類を添付すること。
 - ① 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第26条第2項）〔2部〕
 - ② 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第26条第2項）〔1部〕
 - ③ 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）（法第26条第2項）〔1部〕
- （4） 法第52条第3項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、認定特定非営利活動法人等が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、（2）及び（3）に掲げる書類のほか、以下の書類を添付すること。
 - ① 法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し（特例認定特定非営利活動法人は除く。）、同項第2号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項第3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
 - ② 認定又は特例認定の通知書の写し

- ③ 所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号及び第3号に規定する以下の書類の写し
- イ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
 - ロ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類
 - (イ) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
 - (ロ) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
 - (ハ) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
 - (ア) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
 - (イ) 役員等との取引
 - (ニ) 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
 - (ホ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
 - (ヘ) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
 - (ト) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
 - ハ 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- ④ 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項に規定する助成金の支給の実績を記載した書類
- (5) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

年 月 日

福岡県知事 殿

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称（フリガナ）
代表者氏名
電話番号

定款変更届出書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

（備考）

- （1） 1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表及び変更した時期を記載すること。
- （2） この届出書には、議事録の謄本1部及び変更後の定款2部を添付すること（ただし、本県以外の都道府県に主たる事務所を設置し、本県にその他の事務所を置く認定特定非営利活動法人等が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出する場合は、副本の添付を要しない。）。
- （3） 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人等が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、本県以外の関係知事に提出する場合には、提出先の各都道府県が定めるところによること。
- （4） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

年 月 日

福岡県知事 殿

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称（フリガナ）
代表者氏名
電話番号

定款変更登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。

（備考）

- （1） この提出書には、登記事項証明書2部（うち写し1部）を添付すること（ただし、本県以外の都道府県に主たる事務所を設置し、本県にその他の事務所を置く認定特定非営利活動法人等が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出する場合は、写しの添付を要しない。）。
- （2） 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人等が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、本県以外の関係知事に提出する場合には、提出先の各都道府県が定めるところによること。
- （3） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

年 月 日

福岡県知事 殿

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称（フリガナ）
代表者氏名
電話番号

事業報告書等提出書

下記に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

（備考）

- （1） この提出書には、上記の提出書類各2部を添付すること（ただし、本県以外の都道府県に主たる事務所を設置し、本県にその他の事務所を置く認定特定非営利活動法人等が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出する場合は、副本の提出を要しない。）。
- （2） 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は脚注においてその旨を記載する、あるいは、その他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載する。
- （3） 5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。
- （4） 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人等が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、本県以外の関係知事に提出する場合には、提出先の各都道府県が定めるところによること。
- （5） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

年 月 日

福岡県知事 殿

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称（フリガナ）
代表者氏名
電話番号

解散認定申請書

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

（備考）

- （1） 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面（法第31条第3項）を添付すること。
- （2） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

年 月 日

福岡県知事 殿

特定非営利活動法人の名称（フリガナ）

清算人 住所

氏名

電話番号

解散届出書

特定非営利活動促進法第31条第1項第□号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

- 1 解散の理由
- 2 残余財産の処分方法

（備考）

- (1) □の部分には、解散事由の区分に応じ、「1」、「2」、「4」又は「6」を記入すること。
 - ① 「1」は、「社員総会の決議」（法第31条第1項第1号）によって解散した場合
 - ② 「2」は、「定款で定めた解散事由の発生」（法第31条第1項第2号）によって解散した場合
 - ③ 「4」は、「社員の欠亡」（法第31条第1項第4号）によって解散した場合
 - ④ 「6」は、「破産手続開始の決定」（法第31条第1項第6号）によって解散した場合
- (2) 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書（条例第8条第1項）を添付すること。
- (3) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

年 月 日

福岡県知事 殿

特定非営利活動法人の名称（フリガナ）

清算人 住所

氏名

電話番号

清算人就任届出書

下記のとおり（特定非営利活動法人の名称）の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第 31 条の 8 の規定により、届け出ます。

記

- 1 清算人の氏名及び住所
- 2 清算人が就任した年月日

（備考）

- （1） 当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書（条例第 8 条第 2 項）を添付すること。
- （2） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

年 月 日

福岡県知事 殿

特定非営利活動法人の名称（フリガナ）

清算人 住所

氏名

電話番号

清算終了届出書

（特定非営利活動法人の名称）の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

（備考）

- （1） 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書（条例第8条第3項）を添付すること。
- （2） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

年 月 日

福岡県知事 殿

特定非営利活動法人の名称（フリガナ）

清算人 住所

氏名

電話番号

残余財産譲渡認証申請書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 譲渡すべき残余財産
- 2 残余財産の譲渡を受ける者

（備考）

- （1） 2には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載すること。
- （2） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

年 月 日

福岡県知事 殿

主たる事務所の所在地
合併しようとする特定非営利活動法人（甲）の名称（フリガナ）
代表者氏名
電話番号
主たる事務所の所在地
合併しようとする特定非営利活動法人（乙）の名称（フリガナ）
代表者氏名
電話番号

合併認証申請書

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称（フリガナ）
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

（備考）

- (1) の部分には、合併の態様に応じて「合併後存続する」又は「合併によって設立する」を記入すること。
- (2) 3及び4には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- (3) 申請書には次に掲げる書類（条例第9条第2項において準用する条例第2条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、⑤の書類を除く。）を添付すること。
 - ① 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本（法第34条第4項）〔1部〕
 - ② 定款（法第10条第1項第1号）〔2部〕
 - ③ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第10条第1項第2号イ）〔2部〕
 - ④ 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第10条第1項第2号ロ）〔1部〕
 - ⑤ 各役員の住所又は居所を証する書面（法第10条第1項第2号ハ）〔1部〕
 - ⑥ 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第10条第1項第3号）〔1部〕
 - ⑦ 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第10条第1項第4号）〔1部〕
 - ⑧ 合併趣旨書（法第10条第1項第5号）〔2部〕
 - ⑨ 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第10条第1項第7号）〔2部〕
 - ⑩ 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）（法第10条第1項第8号）〔2部〕
- (4) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

年 月 日

福岡県知事 殿

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称（フリガナ）
代表者氏名
電話番号

合併登記完了届出書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

（備考）

- （1） この届出書には、登記事項証明書2部（うち写し1部）及び財産目録2部を添付すること。
- （2） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第16号（第18条関係）

<表 面>

第 号	
所 属	
職 名	
氏 名	
特定非営利活動促進法第41条第3項 の規定による職員の証	
年 月 日発行 (有効期限 年 月 日)	
福岡県知事	印

写 真 福岡 県 印

<裏 面>

この証を携帯する者は、特定非営利活動促進法第41条第3項（同法第64条第7項において準用する場合を含む。）の規定により、特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する職権を行うものである。

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格B列8番とする。

受付印

認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

 年 月 日	主たる事務所の所在地	〒		電 話 () — F A X () —
	(フリガナ)			
	法人名			
	(フリガナ)			
	代表者の氏名			
	設 立 年 月 日	年 月 日	本申請において適用するパブリックサポートテスト基準 ☐ 相対値基準・原則 ☐ 相対値基準・小規模法人 ☐ 絶対値基準 ☐ 条例個別指定法人	
	事 業 年 度	月 日～ 月 日		
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間) (過去に認定した所轄庁)	有 ・ 無 自 年 月 日 至 年 月 日 ()		
	過去の特例認定の有無 (特例認定を受けた日) (過去に特例認定した所轄庁)	有 ・ 無 (年 月 日) ()		
	認定取消の有無 (取 消 日) (取り消した所轄庁)	有 ・ 無 (年 月 日) ()		
特例認定取消の有無 (取 消 日) (取り消した所轄庁)	有 ・ 無 (年 月 日) ()			
特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので、申請します。				
(現に行っている事業の概要)				
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役 職	
〒				
電 話 () — F A X () —				
〒				
電 話 () — F A X () —				

(注意事項)

- ・ 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ認定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定又は特例認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければ認定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定（有効期間の更新を除きます。）又は認定取消を複数回受けている場合は、直近の認定の有効期間又は取消日を記載してください。
- ・ 申請書には知事が別に定める書類を添付してください。
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断できる者をいいます。
- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

申請法人名	
-------	--

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		

受付印

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書

 年 月 日	主たる事務所の所在地	〒				
	(フリガナ)					
	法人名					
	(フリガナ)					
	代表者の氏名					
	認定の有効期間	自	年	月	日	本申請において適用するパブリックサポート基準 ☐ 相対値基準・原則 ☐ 相対値基準・小規模法人 ☐ 絶対値基準 ☐ 条例個別指定法人
	認定の有効期間の満了日の6月前の日		年	月	日	
	認定の有効期間の満了日の3月前の日		年	月	日	
事業年度		月	日	～	月	
福岡県知事 殿						
特定非営利活動促進法第51条第2項の認定の有効期間の更新を受けたいので、申請します。						
(現に行っている事業の概要)						
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名		役 職		
〒						
電話 () —						
FAX () —						
〒						
電話 () —						
FAX () —						

(注意事項)

- ・ 認定の有効期間の更新を受けようとする法人は、認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間（更新申請期間）に更新の申請をしなければなりません。この更新申請期間内に更新の申請をしない場合（災害その他やむを得ない事由により更新申請期間内に更新の申請をすることができない場合は除きます。）は、改めて認定の申請を行うこととなります。
- ・ 認定の有効期間の欄には、直近の法第44条第1項の認定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。
- ・ 申請書には知事が別に定める書類を添付してください。
(既に所轄庁に提出している書類のうち、その記載した事項に変更のないものを除きます。)
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断できる者をいいます。
- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

申請法人名	
-------	--

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		

認定特定非営利活動法人の代表者変更届
特例認定特定非営利活動法人の代表者変更届

受付印

年 月 日 福岡県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒 電話（ ） —
	(フリガナ)	
	法人名	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	
	認定（特例認定）の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出します。

異動年月日	変更後の代表者の氏名及び住所	変更前の代表者の氏名及び住所

様式第 2 1 号 (第 23 条関係)

認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書
特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

受付印

 年 月 日	主たる事務所の所在地	〒 電 話 () — F A X () —		
	(フリガナ) 法 人 名			
	(フリガナ) 代 表 者 の 氏 名			
	福岡県知事 殿	認定 (特例認定) の有効期間	事 業 年 度	
		自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	

特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項 (同法第 62 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		チェック欄	④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給 (口を除く。) ロ 給与を得た職員の総数及び総額	
提出しない場合			⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
最後に役員報酬規程を提出した事業年度 (年度)			⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
最後に職員給与規程を提出した事業年度 (年度)				
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書面を除く。)			(3) 法第 45 条第 1 項第 3 号(ロに係る部分を除く。)、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項			認定基準等チェック表(第 3 表) ※「ロ」の欄の記載は必要ありません。	
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引			「役員の状況」第 3 表付表 1	
			監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第 3 表付表 2	
③ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日			認定基準等チェック表(第 4 表)(初葉)	
			認定基準等チェック表(第 5 表)	
			認定基準等チェック表(第 7 表)	
			欠格事由チェック表	

(注意事項)
2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人等は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

「認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書・特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」の記載上の留意点等

1 この用紙は、認定特定非営利活動法人等が、特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、毎事業年度開始の日から3か月以内に特定非営利活動促進法第54条第2項に掲げる書類を所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人等にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に提出する際に使用します。

2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。

「(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、提出しない場合は「提出しない場合」にチェックするとともに、「最後に役員報酬規程を提出した事業年度」「最後に職員給与規程を提出した事業年度」の空欄に事業年度を記載いただき、チェック欄にチェックしてください。

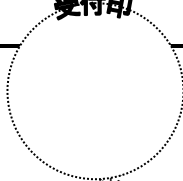
3 提出書類の様式について

特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により提出する書類のうち、「法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については、認定申請書の添付書類としての「認定基準等チェック表」の第3表（「ロ」の欄の記載は必要ありません。）、第3表付表1・2、第4表（初葉）、第5表、第7表及び欠格事由チェック表を使用することができますが、その際には第3表の「年 月 日～ 年 月 日」の欄に当該事業年度を記載の上、使用してください。

受付印

認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

 年 月 日	主たる事務所の所在地	〒	
	(フリガナ)		
	法人名		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		
福岡県知事 殿	認定（特例認定）年月日	年 月 日	
	認定（特例認定）の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）に規定する助成の実績を以下のとおり提出します。			
支 給 日	支 給 対 象 者	支 給 金 額	助 成 対 象 の 事 業 等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

「認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書・特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書」の記載上の留意点等

- 1 この提出書は、認定特定非営利活動法人等が助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法第 55 条第 2 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により助成の実績を記載した書類を所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。
- 2 「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

様式第23号 (第25条関係)

特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書

受付印

 年 月 日 福岡県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒	
	(フリガナ)		
	法人名		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		
	設立年月日	年 月 日	
	事業年度	月 日～ 月 日	
	過去の認定の有無 (過去に認定した所轄庁)	有 ・ 無 ()	
	過去の特例認定の有無 (過去に特例認定した所轄庁)	有 ・ 無 ()	
特定非営利活動促進法第 58 条第 1 項の特例認定を受けたいので、申請します。			
(現に行っている事業の概要)			
上記以外の事務所の所在地		左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒			
電 話 () — F A X () —			
〒			
電 話 () — F A X () —			
〒			
電 話 () — F A X () —			

(注意事項)

- ・ 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ特例認定申請書を提出することができません。
- ・ 法人の設立の日から5年を経過していない法人でなければ特例認定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定又は特例認定を受けたことのある法人は特例認定申請書を提出することができません。
- ・ 申請書には知事が別に定める書類を添付してください。
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断できる者をいいます。
- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

申請法人名	
-------	--

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		
〒 電 話 () — F A X () —		

特定非営利活動促進法第63条第1項又は同条第2項の合併の認定を受けるための申請書

年 月 日 福岡県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒	
	(フリガナ)		
	法人名		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		
	認定(特例認定)年月日	年 月 日	法第63条第1項申請において適用するパブリックサポートテスト基準
	☐ 認定 の有効期間 ☐ 特例認定	自 年 月 日 至 年 月 日	☐ 相対値基準・原則 ☐ 相対値基準・小規模法人 ☐ 絶対値基準 ☐ 条例個別指定法人
	事業年度	月 日～ 月 日	
特定非営利活動促進法第63条 第1項 第2項 の合併の認定を受けたいので、申請します。			
法人名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名 (代表者名)	電話 () — FAX () —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話 () — FAX () —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話 () — FAX () —		認定 ・ 特例認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人が複数ある場合には、次葉に記載してください。			

(注意事項)

- ・ この申請書は、特定非営利活動促進法第 63 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第 2 項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人が、同法第 34 条第 3 項の認証の申請に併せて、所轄庁に提出してください。
- ・ 申請本文の $\left(\begin{array}{c} \text{第 1 項} \\ \text{第 2 項} \end{array} \right)$ は、いずれか一方の不要文字を二本線で抹消します。
- ・ 区分欄は、その法人が該当する一つを「○」で囲みます。
- ・ この申請に係る実績判定期間については、合併後存続する法人又は合併によって消滅する各法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人）の各事業年度のうち申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前 2 年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した各事業年度の末日までの期間となります。
- ・ 申請書には知事が別に定める書類を添付してください。